

平成十四年七月二十三日提出
質問第一四七号

医局による坂口厚生労働大臣の派遣に関する質問主意書

提出者
加藤公一

医局による坂口厚生労働大臣の派遣に関する質問主意書

坂口厚生労働大臣は、かつて三重大学医学部の医局から派遣され三重県宮川村立の診療所で勤務していたとされるが、坂口厚生労働大臣の村立診療所への派遣は、職業安定法第四条第六項の「労働者供給」に該当するか。

右質問する。